

平成 25 年第 2 回玉城町議会定例会会議録（第 1 号）

招集年月日 平成 25 年 6 月 12 日（水）

招集の場所 玉城町議会議場

開 議 平成 25 年 6 月 12 日（水）（午前 9 時 00 分）

出席議員 1 番 一 2 番 北 守 3 番 坪井 信義
4 番 北川 雅紀 5 番 中瀬 信之 6 番 山口 和宏
7 番 奥川 直人 8 番 山本 静一 9 番 前川 隆夫
10 番 川西 元行 11 番 風口 尚 12 番 小林 豊
13 番 小林 一則

欠席議員 1 番 中西 友子

地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町 長	辻村 修一	副 町 長	中郷 徹	教 育 長	山口 典郎
総務課長	林 裕紀	会計管理者	前田 浩三	税務住民課長	田畑 良和
生活福祉課長	中村 元紀	上下水道課長	東 博明	産業振興課長	田間 宏紀
建設課長	松田 幸一	教育事務局長	中西 元	病院老健事務局長	田村 優
総務課長補佐	見並 智俊	教育委員長	加藤 禎一	監 査 委 員	中西 正光

職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 小林 一雄 同 書 記 宮本 尚美 同 書 記 藤井 亮太

日 程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸報告
- 第 4 議案第 38 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 25 年度玉城町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第 1 号））
- 第 5 議案第 39 号 地方自治法第 96 条第 2 項の規定による議会の議決すべき事件を定める条例の制定について
- 第 6 議案第 40 号 玉城町防犯カメラの設置及び利用に関する条例の制定について
- 第 7 議案第 41 号 玉城町子ども・子育て会議条例の制定について
- 第 8 議案第 42 号 町税条例の一部改正について

- 第 9 議案第 4 3 号 玉城町半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部改正について
- 第 1 0 議案第 4 4 号 玉城町使用料条例の一部改正について
- 第 1 1 議案第 4 5 号 玉城町国民健康保険条例の一部改正について
- 第 1 2 議案第 4 6 号 平成 2 5 年度玉城町一般会計補正予算（第 1 号）
- 第 1 3 議案第 4 7 号 平成 2 5 年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

開議の宣告

○議長（風口 尚）ただ今の出席議員数は 12 名で、定足数に達しております。

よって、平成 25 年第 2 回玉城町議会定例会は成立いたしましたので開会いたします。

今期定例会は 1 番、中西友子議員から会議規則第 2 条の規定により欠席届が提出されておりますよって、本日の会議は欠席となりますので、ご了承願います。

開会にあたり町長から定例会召集の挨拶があります。町長 辻村修一君

定例会召集の挨拶

○町長（辻村 修一）平成 25 年第 2 回玉城町議会定例会開会にあたりまして、一言挨拶を申し上げます。

日頃から議員のみな様方には町政推進に格別のご支援を賜っておりますことには心から厚くお礼を申し上げます。おかげ様で平成 25 年度の事業につきましてもほぼ順調に進めさせていただいているところです。改めて、説明の機会を設けさせていただく予定をしておりますけど、昨年のパナソニックの増設に引き続きまして近く京セラドキュメントソリューションが来年 6 月竣工の予定でカラートナーのプラントを増設していただく。そして美和ロックにおかれましては約 2 年ないし 3 年をかけまして旧小俣町からの工場移転と、こういう計画を進めていただくお話を賜りました。立地いただいたる大企業さんが我玉城町で拡張をして頂くということ。これから町の将来に大きな影響が生じていくと思っております。一重に日頃からの議員のみなさん町民のみなさん方の温かいご理解に重ねてお礼を申し上げます。この定例会はあらかじめ配布をさせていただいております条例関係、そして各会計の補正予算について審議を賜というものが主なものでございます。なにとぞ宜しく願い申し上げます。開会の挨拶とさせていただきます。

会議録署名議員の指名

○議長（風口 尚）これより本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手許に配布の

とおりであります。日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において
13番 小林 一則 君 2番 北 守 君
の2名を指名いたします。

会期の決定

○議長（風口 尚）次に、日程第2 会期の決定を議題と致します。

お諮り致します。今期定例会の会期は、本日から6月19日までの8日間といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって会期は、本日から6月19日までの8日間と決定致しました。なお、会期中の会議予定につきましては、先日配布致しました会期日程案のとおりでありますのでご了承願います。

諸報告

○議長（風口 尚）次に、日程第3 諸報告を致します。

地方自治法第213条及び地方自治法施行令第146条第2項の規定により、報告第2号、繰越明許費 繰越計算書（玉城町一般会計分）、及び地方公営企業法第26条 第3項の規定により、報告第3号 玉城町水道事業会計の予算繰越計算書、及び報告第4号 玉城町下水道事業会計の予算繰越計算書の提出がありましたので、配布させて頂きましたのでご了承願います。

次に、報告第5号 町長から地方自治法 第243条の3第2項の規定により、度会土地開発公社の経営状況を説明する書類、また報告第6号 監査委員から地方自治法第235条の2第3項の規定により平成25年2月分、ないし平成25年4月分についての例月出納検査の結果報告書の提出がありましたので、それぞれ写しをお手許に配布しておきましたからご了承願います。以上で諸報告を終わります。

議案の上程

○議長（風口 尚）次に日程第4 議案第38号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

町長より、提案理由の説明を求めます。町長 辻村修一君

○町長（辻村 修一）議案第38号 平成25年度玉城町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）の専決処分の承認を求めることについて、提案理由を申し上げます。

本議案は、平成24年度会計の償還収入に3千62万1千円の歳入不足が生じたため、平成25年度会計から繰上充用により補填しなければならない必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により5月31日に専決処分をいたしましたものでございます。

なお、詳細につきましては、税務住民課長から説明いたさせます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（風口 尚）税務住民課長 田畑良和君

○税務住民課長（田畑良和） それでは、議案第 38 号 平成 25 年度玉城町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第 1 号）専決処分の承認を求めることについての補足説明を申し上げます。

今回の補正は、平成 24 年度会計の償還収入に 3 千 62 万 1 千円の不足が生じたため、平成 25 年度会計から繰上充用により補填するものであります。

予算書 7 ページをお願いします。

歳入で、款 2 諸収入 項 1 貸付金元利収入 目 1 住宅新築資金等貸付金元利収入 節 2 滞納繰越分におきまして、3 千 62 万 1 千円を計上いたし、同額を 8 ページ、歳出の前年度繰上充用金としたものであります。本案につきましては、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであることから、平成 25 年 5 月 31 日に専決処分をさせていただきました。

貸付金の回収状況の概略を説明させていただきます。

平成 25 年 6 月 21 日、平成 24 年度現年度の償還金状況につきましては、収入額 788, 772 円で未収金は 664, 000 円となり、回収率は 54. 3%であります。

徴収につきましては、努力しているところでありますが、中には返済能力が極めてとぼしい状況の方もみえ、過年度分の回収率は、ほぼ横ばい傾向にあります。引き続き回収率の向上と貸付金の目的、返済義務につきまして、理解をしていただくよう努力をしてまいりたいと思っています。

ご審議の上、ご承認を賜りますようお願いいたします。以上でございます

○議長（風口 尚）以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより、議案に対する質疑、討論、採決を行います。

まず、議案第 38 号についての質疑を行います

ご発言はありませんか。7 番 奥川直人君

○7 番（奥川 直人） 只今、ご説明いただいたんですが、対象者の方はどれぐらいの人数が見えるのかということと、それと、この徴収は昨年から色々、滞納分についてはいろんな取組みを役場でしていただいております中郷副町長をトップとして全体的な玉城町の滞納徴収については組織化されておるんで、全体の進み具合も含めて教えてください。

今回の住宅貸付金については対象者の人数がどれほど見えるのか。それと先ほど申されたように、回収能力がない方もお見えになると聞きましたので、その割合もお聞きしたいと思います。

○議長（風口 尚）税務住民課長 田畑良和君

○**税務住民課長（田畑良和）** お尋ねの対象者でございますけども、対象者は 14 人、17 件でございます。

回収に向けてですが、未納者に対しましては毎月 10 日に納付の催促を致しております。

定期的に納めていただいている方につきましては、JA さんのフロッピー交換、百五銀行さん、中京銀行さんということで、それぞれ金融機関の方へ請求といたしますか、口座振替で納付をいただいております。

○**議長（風口 尚）** 副町長 中郷 徹君

○**副町長（中郷 徹）** 滞納整理機構といたしまして、税その他の料と併せまして、この会計の徴収につきましても、全体的な総括の中で含めておるところです。滞納整理機構の今のこの会計に対する徴収取扱いの方向というふうなこと、このことにつきましては、先程、税務住民課長からお答を申し上げましたところでございます。滞納整理機構としてどのような活動をしておるのかというご質問がございましたので、若干そのことに触れさせていただきたいと思います。これまでの滞納整理機構の活動内容につきましては、ご質問のつど、ご説明を申し上げているところでございます。最近の状況につきましては、本年 4 月 11 日から徴収時に関します差押物品のインターネット購買、手続きが完了致しましたことから、利用につきましてはの研修会、勉強会について、行っているところでございます。また、今年度におきましても、既に各会計ごとの平成 24 年度中の徴収の実績、平成 25 年度の徴収目標の取りまとめと合わせまして、今年度につきましても昨年に引き続きまして、担当者の意識をもっと引き上げていく必要がある。このことにつきましては、法、条例に照し合せた不公平感を納税される方々に持っていただくことのないような取扱い、これに徹するというところで、担当者の勉強会、研修会を計画的に進めていくということでございまして、先ほどのインターネット購買の取扱いにつきましても、その中の活動ということでいたしとるところでございます。どうか宜しく願います。

○**議長（風口 尚）** 7 番 奥川直人君

○**7 番（奥川 直人）** 先ほど、中郷副町長の方からご説明いただきました。インターネット購買というのは結果であって、徴収したそういった結論が出て、今後、税、財産も含めて、どう活かしていくのかということなんで、とにかく回収をするということが一番大切なことですので、町長も平成 25 年度、順調にいつとということなんで平成 24 年度分の滞納の分、この平成 25 年度もはじまっていますんで、一昨年から、こういうことを玉城町役場として強化をし進めていただいておりますので、是非、成果を期待していきたいと思っております。

○**議長（風口 尚）** 他ありませんか。

（「議事進行」の声あり）

質疑なしと認めます。

以上で、本案に対する質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、反対討論の発言はありませんか。

(「議事進行」の声あり)

これにて、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに、賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、本案は、原案のとおり承認されました。

○議長(風口 尚) 次に 日程第5 議案第39号 地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件を定める条例の制定についてを議題といたします。

町長より、提案理由の説明を求めます。町長 辻村修一君

○町長(辻村修一) 議案第39号 地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件を定める条例の制定について、提案理由を申し上げます。

伊勢市とその近隣市町との圏域の発展のために定める定住自立圏形成協定の締結等については、国の定住自立圏構想推進要綱において議会の議決が必要とされていることから、定住自立圏形成協定の締結等を町議会の議決事件とする旨の条例を制定するものであります。

なお、補足は省略いたします。

よろしくご審議の上、ご承認賜われますようお願い申し上げます。

○議長(風口 尚) 提案理由の説明は終わりました。

次に、日程第6 議案第40号 玉城町防犯カメラの設置及び利用に関する条例の制定についてを議題といたします。

町長より、提案理由の説明を求めます。町長 辻村修一君

○町長(辻村修一) 議案第40号 玉城町防犯カメラの設置及び利用に関する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

本議案は、近年、犯罪の増加や治安に対する不安感の増大により防犯カメラが設置されています。

公共の場所に向けられた防犯カメラの有用性に配慮しつつ、町民等のプライバシーを保護することを目的に、防犯カメラの適正な設置や利用について、防犯カメラの設置者が遵守すべき義務等を定めるため、条例を制定しようとするものであります。

なお、詳細につきましては、生活福祉課長から説明いたさせます。

よろしくご審議の上、ご承認賜われますようお願い申し上げます。

○議長(風口 尚) 生活福祉課長 中村元紀君

○生活福祉課長（中村 元紀） それでは、議案第 40 号 玉城町防犯カメラの設置及び利用に関する条例の制定について、補足説明をさせていただきます。

目的といたしましては、公共の場に向けられた防犯カメラの適正な設置及び利用に資するために防犯カメラを設置する者の守るべき義務を定めようとしているものでございます。町民等の権利利益を保護することを目的としています。

第 2 条につきましては、用語の定義を定めてございます。防犯カメラ、公共の場所等について定めてございます。また、町民等につきましては、本町に居住、勤務、通勤通学、または、本町に滞在し、本町を通過する者まで含めてございます。

第 3 条におきましては、設置利用基準の届出等ということで、防犯カメラの設置目的、及び防犯カメラの設置及び利用に関する基準を町長に届けなければならないとしてございます。届出するべきものとしたしましては、今現在はございませんが、町が地方自治法に基づいて、委託をする指定管理者、自治会その他共同活動を行う団体、商工会及び会員等、その他ということで定めてございます。第 2 項は変更についても届出が必要としてございます。

第 4 条につきましては防犯カメラ設置の責任者を置かなければならないと定めてございます。第 2 項におきましては、防犯カメラの対象の区域、カメラを設置している旨、管理者の指名及び連絡先を表示するものとしてございます。

第 5 条におきましては、防犯カメラの設置者の義務を定めてございます。第 2 項におきましては、画像から知り得た情報を漏らしてはならないと定めてございます。第 3 項におきましては、防犯カメラの目的以外に第 3 者に提供してはならないとしてございます。但し、下の 3 号につきましては、例外として提供してよいとしてございます。特定の個人本人の同意がある場合、法令に基づく場合、町民等の生命、身体又は財産に対する危険を避けるため、緊急やむを得ないについては提供ができるとしてございます。第 4 項におきましては、画像については一切加工してはならないと定めてございます。第 5 項でございますが、画像との漏えい、滅失またはき損防止のための措置を講じなければならないと定めてございます。

第 6 項において本人から開示請求があった場合については、本人に対して、画像を開示できるように配慮しなければならないと定めてございます。

第 7 項におきましては、カメラの取扱いについて苦情があった場合は、適切に処理をしなければならないと定めてございます。

第 6 条におきましては、町の方から指導なり勧告ができるとしてございます。これについては、届出があるとか、責任者の部分、表示、守るべき義務の部分に対しての指導勧告ができるとしてございます。

第 7 条につきましては、公表ということで違反者があった場合については、その事実を公表することができる。

第 8 条につきましては、関係に対して質問なり報告をさせることができるとしてござ

います。

第9条におきましては、苦情等の申し入れについて、町長に申し出ることができるとしてございます。

第10条におきましては、運用状況は年1回以上、届出の状況であるとか、指導勧告の状況、質問報告の状況等、苦情の申し出の状況等につきまして公表をするとしてございます。

第11条につきましては、町が設置した防犯カメラの画像につきましては、玉城町個人情報保護条例の定めるところによって取り扱うとしてございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行する。あと、経過措置といたしまして、この条例が制定される以前に、もしくはその際に設置されているカメラにつきましては平成26年3月31日までに届け出るものという格好で猶予期間を設けてございます。以降につきましては、読み替えの規定になってございます。

附則第4項におきまして玉城町個人情報保護条例の一部を改正してございます。これにつきましては、玉城町個人情報保護条例の中に情報公開個人情報保護審査会がございまして、そちらに防犯カメラの設置に関する部分の条項を追加する格好にしてございます。

以上簡単ですが補足説明とさせていただきます。

○議長（風口 尚）提案理由の説明は終わりました。

次に、日程第7 議案第41号 玉城町子ども・子育て会議条例の制定についてを議題といたします。町長より、提案理由の説明を求めます。

町長 辻村修一君

○町長（辻村修一）議案第41号 玉城町子ども・子育て会議条例の制定について、提案理由を申し上げます。

本議案は、子ども・子育て支援法第77条第1項の規定に基づき、玉城町子ども・子育て会議を置き、子ども・子育て支援計画に対し意見をいただくようとするため、組織及び運営に関し必要な事項を定めるため、条例を制定しようとするものであります。

なお、詳細につきましては、生活福祉課長から説明いたさせます。

よろしくご審議の上、ご承認賜われますようお願い申し上げます

○議長（風口 尚）生活福祉課長 中村元紀君

○生活福祉課長（中村 元紀）それでは、議案第41号 玉城町子ども・子育て会議条例の制定について、補足説明を申し上げます。

第1条につきましては、地方自治法に基づき設置する会議であります。第2条につきましては、子ども・子育て支援法にかかる部分の事務及び町が実施する子どもに関する施策について町長または教育委員会の諮問に応じ調査をするものとしてございます。

子ども・子育て会議につきましては、事務及び施策に関し、町長、教育長に対して建

議ができるとしてございます。

第3条におきましては、子ども・子育て会議の委員は10名以内をもって組織するとしてございます。

第4条には、委員の構成を謳っております。1番として学識経験を有するもの、2番といたしまして子どもの保護者。3番といたしまして子ども・子育て支援に関する事業に従事する者。4番といたしまして公募の町民、5番といたしまして、その他町長が必要と認めるものとしてございます。任期については2年間としてございます。第5条におきまして、会長、副会長について定めております。委員の互選により、それぞれ会長、副会長1名ずつ置くとしてございます。会長は子ども・子育て会議を代表し、会務を総理するとしてございます。副会長は、会長が欠けたときはその職務を代理するとしてございます。

第6条といたしまして、「子ども・子育て会議」の「会議」でございしますが、会長が招集し議長となるとしてございます。会議は過半数以上の出席がないと開けないとしてございます。議事は、委員の過半数をもって議決するとしてございます。

第7条には、過半数の出席ということで必要がある時につきましては関係者の出席を求め意見又は説明を聴き必要な資料の請求を求めることができるとしてございます。

第8条におきましては、庶務は生活福祉課において処理するとしてございます。

第9条には、報酬及び費用弁償を謳ってございます。委員及び臨時委員、第7条で定められた出席された関係者の方について臨時委員といたしまして玉城町の委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例に基づきまして支払うとしてございます。

第10条補足といたしまして、この会議に必要な事項については会長が会議に諮って定めるとしてございます。第11条につきましては、秘密の保持ということで、この会議上、職務上で知り得た秘密を漏らしてはならないということで、また、職を退いた後も同様とすると定めてございます。

附則として、この条例は公布の日から施行するとしていたしてございます。

以上簡単ですが補足説明とさせていただきます。

○議長（風口 尚） 提案理由の説明は終わりました。

次に日程第8 議案第42号 町税条例の一部改正について、ないし日程第11 議案第45号 玉城町国民健康保険条例の一部改正についてを一括議題といたします。

町長より、提案理由の説明を求めます。町長 辻村修一君

○町長（辻村 修一） 議案第42号 町税条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

本議案は、地方税法の一部改正に伴い、町民税において、寄附金税額控除の特例控除額の算定方法の整備、住宅借入金等特別税額控除の延長・拡充、東日本大震災の被災者に対する特例措置の規定の整備並びに固定資産税及び特別土地保有税の納税義務者に係る特例措置の廃止、並びに延滞金及び還付加算金の割合について特例規定の整備、そ

の他所要の規定の整備を行うため、条例を改正しようとするものであります。

なお、詳細は、税務住民課長から説明いたさせます。

議案第 43 号 玉城町半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

本議案は、半島振興法第 17 条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正等に伴い、対象設備の見直し及び対象設備の取得価額の下限額の引下げを行うため条例を改正しようとするものであります。

なお、詳細は、税務住民課長から説明いたさせます。

議案第 44 号 玉城町使用料条例の一部改正につきまして、提案説明を申し上げます。

今回の改正は、玉城町立学校屋内運動場使用料に外城田小学校体育館の冷暖房使用料を新たに加えるもので、使用料につきましては、他の施設の使用料金を勘案し、1 時間につき 2 千円と定めるものであります。

なお、補足は省略いたします。

議案第 45 号 玉城町国民健康保険条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

今回の改正は、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、国民健康保険料の軽減措置を講じるため、所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては、生活福祉課長から説明いたさせます。

以上、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（風口 尚）税務住民課長 田畑良和君

○税務住民課長（田畑 良和）議案第 42 号 町税条例の一部改正について補足説明を申し上げます。

議案補足資料1ページから10ページの条例改正新旧対照表によりご説明します。

まず1ページ、第34条の7第2項の改正でございます。内容といたしまして、個人住民税にかかる寄附金税額控除の特例控除額の算定方法の整備でございます。

平成25年分から国税において復興特別所得税が創設されたことに伴い、個人住民税に係る寄附金に係る特例控除額の調整を行うものであります。

施行期日は平成26年1月1日です。

次に第54条第5項の改正でございます。内容としましては、固定資産税の納税義務者の特例措置の廃止等でございます。

独立行政法人森林総合研究所が行う特定中山間保全整備事業及び農用地総合整備事業に伴う仮替地等に係る納税義務者の特例措置を廃止するものと、同独立行政法人が農用地総合整備事業の用に供する固定資産に係る固定資産税の非課税措置を廃止するもので

ございます。こちらにつきましては、公布の日から施行し、平成25年度以後の固定資産税について適用します。

2ページをお願いします。第131条第4項の改正でございます。内容としまして、特別土地保有税の納税義務者の特例措置の廃止でございます。

条例第54条第5項の改正と同様に、特別土地保有税についても、特例措置を廃止するものである。公布の日から施行し、平成25年度以後の年度分の固定資産税について適用します。

3ページをお願いします。附則第3条の2の改正でございます。

こちらは延滞金の割合等の特例でございまして、内容は延滞金及び還付加算金の割合の改正でございます。

国税における延滞税及び還付加算金の割合の見直しに伴い、地方税についても延滞金及び還付加算金の割合が引き下げられました。ということで改正でございます。

施行期日は平成26年1月1日でございます。

3ページから4ページにかけて附則第4条の改正でございます。

納期限の延長に係る延滞金の特例でございます。こちらにつきましては、条文の整備でございます。

条例第52条に定める納期限が延長された場合の延滞金の特例規定を定めたものでございます。

施行期日は、平成26年1月1日です。

次に附則第4条の2の改正でございます。

公益法人等に係る町民税の課税の特例で 課税の特例範囲の拡大に伴う条文の整備でございます。

施行期日は、平成26年1月1日です。

4ページ下段から5ページにかけまして、附則第7条の3の2の改正でございます。

個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除でございます。住宅ローン控除の延長・拡充が内容となっております。

所得税において、住宅ローン控除の制度が延長・拡充されたことにより、期間が平成26年1月1日から4年間延長され、また、期間中に認定住宅を取得した場合の最大控除額を500万円に、それ以外の住宅を取得した場合には400万円に、それぞれ拡充されるという内容のものでございます。

施行期日は平成27年1月1日となっております。

次に、附則第7条の4の改正です。

内容としまして、寄附金税額控除における特例控除の特例な算定方法の整備でございます。

施行期日は、平成26年1月1日です。

次に附則第17条の2の改正です。優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合

の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例でございます。

条文整備が内容となっています。

租税特別措置法第37条の9の2が削除されたことに伴い所要の整備を行うものでございます。施行期日は、平成26年1月1日です。

6ページをお願いします。附則第22条の2の改正でございます。

東日本大震災に係る被災居住財産の敷地に係る譲渡期限の延長等の特例で、読替え規定の整備を行います。

施行期日は、平成26年1月1日です。

9ページをお願いします。附則第23条の改正でございます。こちらにつきましては東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例でございまして、読替え規定の整備を行います。

施行期日は、平成27年1月1日です。

以上が議案第42条の補足説明となります。

続いて、議案第43号 玉城町半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部改正について補足説明を申し上げます。

本議案は、半島振興法第177条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正等に伴い、対象設備の見直し及び対象設備の取得価額の下限額の引下げを行うため条例を改正しようとするものです。

条例改正新旧対照表11ページ、第1条におきまして、趣旨は業種として旅館業（下宿営業を除く。）が加えられております。

第2条の不均一課税の改正では、半島振興法に基づく省令が改正され、中小事業者に関する要件緩和など取得価額要件の見直しを行っております。資本金規模に応じた取得価額の設定が行われ、資本金規模の小さい事業者については、取得価額の下限值が従来と比較して引き下げられております。改正前2,700万円以上となっていたものが、資本金規模に応じて500万円以上から2,000万円以上になります。

また、この条例による改正後の玉城町半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例の規定は、平成25年4月1日以後に新設され、又は増設された設備について適用し、同年3月31日以前に新設され、又は増設された設備については、なお従前の例によります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（風口 尚）生活福祉課長 中村元紀君

○生活福祉課長（中村 元紀）議案第45号 玉城町国民健康保険条例の一部改正について、補足説明を申し上げます。条例改正新旧対照表の13ページをお願いいたします。

今回の改正につきましては、後期高齢者の医療制度が設けられた際に国保世帯が分離される場合、同世帯に係る国保の保険者料が従前と同じ様な措置を5年間の措置として

講じておりましたが、これにつきまして、当初見込んでおりましたような現象が少ないということで3年間、期間を延長し、8年まで有効にするものとなっています。5年間につきましては従来通り2分の1の減額をし、5年から8年までのものについてはその半分の4分の1の減額をするというものでございます。これによりまして一般被保険者、退職被保険者に対する世帯割の平等割の額を減額するものでございます。

また14ページになりますが、14ページ中段でございます。一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額についても同様に世帯割を。15ページにつきましては対象者にかかる後期高齢者支援金との賦課額の世帯別平等割額の算定の部分の措置を追加しています。5年から8年の分を追加した格好になってございます。附則といたしまして平成22年から平成25年までの各年度における一般被保険者に係る基礎賦課総額の特例の部分の平成25年度を平成26年度に改正しています。

条例の本文に戻っていただきますか。条例の最終のところです。附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、平成25年4月1日から適用するとしています。

経過措置といたしまして、平成25年度以降の保険料については今回の改正の部分を使用するというので、平成24年度分までにつきましては、従前の例によるとされています。

平成25年度以降とされたことによりまして、この制度が公有化されたということになってございます。

以上簡単ですが、補足説明とさせていただきます。

○議長（風口 尚）提案理由の説明は終わりました。

次に、日程第12 議案第46号 平成25年度玉城町一般会計補正予算（第1号）ないし日程第13 議案第47号 平成25年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を一括議題といたします。町長より、提案理由の説明を求めます。

町長 辻村修一君。

○町長（辻村 修一）議案第46号 平成25年度玉城町一般会計補正予算（第1号）について提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出予算にそれぞれ4千844万7千円を追加し、予算総額を62億3千244万7千円とするもので、主に国・県補助事業の内示によるもののほか、国民健康保険特別会計からの償還金などを盛り込んでいます。

詳細は、副町長から補足で説明いたさせますので、主なものについて説明申し上げます。

総務費では、まちづくり研修費のほか、自治区集会所の建築・改修事業補助金を計上しています。

民生費では、障がい者の相談支援のための経費を、また、衛生費では、合併処理浄化槽設置補助金をそれぞれ増額計上しています。

農林水産費では、国の内示を受け、老朽ため池改修工事の測量設計及び調査費のほか、積良地区の奥池改修工事費などを新規に計上しています。

教育費では、有田小学校講堂の空調設計費、玉城中学校の施設修繕費のほか、若者の集い補助金を新規に計上しています。

また、朝日新聞社などが推進しています「緑のバトン運動」に取り組むための経費も新規に計上いたしております。

以上の財源といたしましては、国県補助金及び諸収入で調整をいたしました。

なお、詳細につきましては、副町長から説明いたさせます。

次に、議案第 47 号 平成 25 年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出予算にそれぞれ 1 千 986 万 1 千円を追加し、予算総額を 16 億 5 千 465 万 4 千円とするものであります。

補正予算の内容は、昨年度までの医療費の実績を考慮し、所得の確定により保険料の本算定を行ったものであります。

平成 24 年度の医療費が低く収まったため、一般会計から貸付金を 2 千万円償還しようとするもので、昨年度積み立てた基金の取崩と前年度繰越金を財源として調整を行いました。

今年度もさらに積極的に健康づくりに取り組み、被保険者の健康保持、また国保財政の安定化を目指し、医療費の適正化に努めてまいりたいと存じます。

なお、詳細につきましては、生活福祉課長から説明いたさせます。

よろしくご審議の上、ご承認賜われますようお願い申し上げます。

○議長（風口 尚）提案理由の途中でございますが、ここで 10 分間休憩したいと思います

（午前 9 時 50 分 休憩）

（午前 10 時 00 分 再開）

○議長（風口 尚）再開いたします。休憩前に引き続き提案理由の説明を続けます。

副町長 中郷 徹君

○副町長（中郷 徹）それでは、議案第 46 号 平成 25 年度玉城町一般会計補正予算（第 1 号）につきまして補足説明を申し上げます。

（予算書朗読方々説明する）

○議長（風口 尚）生活福祉課長 中村元紀君

○生活福祉課長（中村 元紀） 続きまして、議案第 47 号 平成 25 年度玉城町国民健康

保険特別会計補正予算（第1号）の補足説明を申し上げます。

（予算書朗読方々説明する）

○議長（風口 尚）提案理由の説明は終わりました。

これで 本日の日程は すべて終了いたしました。

明日13日は、午前9時から本会議を開き町政一般に関する質問を行いますから、定刻までにご参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

どうもご苦勞様でした。

（午前10時12分 散会）